

**生命保険をめぐる
総合的な検討に関する中間報告**

平成13年6月26日

金融審議会金融分科会第二部会

金融審議会金融分科会第二部会及びその下に設置された保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいては、生命保険をめぐる総合的な検討を行い本報告をとりまとめました。第二部会では、本報告を公表して広く内外の意見を募り、これを踏まえて最終的な結論をとりまとめてまいりたいと考えております。

皆様から幅広いご意見が寄せられることを期待しています。

【ご意見等連絡先】

ご意見は、住所、氏名、所属団体等を明記の上、インターネットメール、郵便又はファックスにて、下記宛て送付願います。

ウェブ サイト URL : <http://www.fsa.go.jp/>

郵便 : 〒100 - 0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号

中央合同庁舎第四号館

金融庁総務企画局信用課保険企画室内 金融審議会事務局

ファックス : 03 - 3506 - 6236

【期限】: 平成 13 年 8 月 31 日 目処

【本件についてのお問い合わせ】: 上記事務局 Tel (代)03 - 3506 - 6000

) 本報告に対し寄せられたご意見は、事務局にてとりまとめ、金融審議会における今後の審議の材料とさせていただきますとともに、審議資料として氏名等とあわせて公表される可能性があることをお含み置き下さい。

目 次

. はじめに	1
. 全体的な展望（総論）	2
. 具体的な方策（各論）	5
1 . 生命保険会社の財務基盤の充実	5
(1) 社員配当ルールの弾力化	5
(2) 責任準備金等の充実	5
(3) 株式会社化の枠組みの積極的な活用	6
(4) 基金の調達手続の弾力化等	6
2 . 保険契約者からの信頼の向上	7
(1) ディスクロージャーの改善	7
(2) 保険会社におけるガバナンスの強化	9
3 . 多様な保険商品開発の促進	10
(1) 保険商品の審査手続の見直し	10
(2) 特別勘定の見直し	11
4 . 監督手法の整備	12
(1) ソルベンシーマージン基準の不断の見直し	12
(2) 中間業務報告書の導入	13
(3) 資産運用規制のあり方	13
5 . 保険契約の契約条件の変更	14
(1) 特別立法・行政命令による契約条件の変更	14
(2) 保険会社・保険契約者自身の意思決定による契約条件の変更	15

．はじめに

近年の生命保険市場の成熟化や我が国の社会経済環境の変化は、生命保険業に多くの課題を投げかけている。

金融審議会金融分科会第二部会及びその下に設置された保険の基本問題に関するワーキング・グループにおいては、「生命保険をめぐる問題に適切に対応していくためには総合的な取組みが不可欠である」との認識のもとに、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について多角的な検討を行ってきた。

本報告は、第二部会及びワーキング・グループにおける検討の結果をとりまとめたものであるが、その中では、保険契約の契約条件の変更についての考え方も盛り込まれている。この問題は、保険契約者（＝国民）にとって深く関わりのあるものであり、その内容について国民・保険契約者の理解の上、社会的な認知が十分に得られてこそ初めて制度的手当てが可能となるものと考えている。このため、当部会は、本報告の内容について、広く一般から意見を聴取し、当部会における今後の審議の参考とさせて頂くこととした。国民各位から率直な意見を御寄せ頂くことを強く希望するものである。

．全体的な展望（総論）

- 1．我が国の生命保険の普及率や国民所得に対する割合は、近年若干の減少がみられるものの、長期的に増加してきており、その結果として国際的にみても相当程度、高い水準にある。これは生命保険が国民生活に深く根付いているということでもある。個人の自助努力による生活保障が一層求められていく中、多様なライフステージに応じた生涯保障商品の提供等、生命保険業に期待される役割は引き続き大きい。
- 2．一方で、生命保険市場の成熟化及び近年の社会経済環境の変化は生命保険業に新たな課題を投げかけている。

我が国における生命保険商品の中核は確定拠出・確定給付の超長期商品となっている。これに見合う長期の運用資産が乏しい中で、保険会社の収益は総体的になお黒字基調で推移しているものの、超低金利の継続は、いわゆる「逆ざや」問題を出現させており、不適切な資産運用と相まって生命保険会社の破綻が相次いでいる。

こうした厳しい経営環境等を反映して、解約の増加、新規契約の伸び悩みに代表される「生保離れ」等が指摘される中、保険契約者からの信頼の向上が大きな課題となっている。従来の保障性商品については既に相当程度成熟しており、また、貯蓄性商品については他の金融商品との競合がみられる。近年の生命保険会社の厳しい経営環境は一時的なものではなく構造的なものであると考えられる。

相互会社は生命保険事業の担い手として引き続き株式会社と並び大きな比重を占めているが、一方で保険契約者は、保険会社が株式会社か相互会社かの違いをほとんど認識していない。現状において、古典的な相互会社の理念と実態との間には乖離がみられ、その中で、保険会社は様々な経営上の課題に対処することが求められている。

- 3．このような状況に直面して各生命保険会社においては、明確な経営戦略の構築とその着実な実行が求められている。

保険事業の固有の機能は保障の提供であり、保険契約者の保障に対するニーズに確実に応えていくことが今後の生命保険会社のあり方の基本であることはいうまでもない。そのためには、様々なりスクの的確な管理をはじめとする内部管理体制の整備や、適正な会計・ディスクロージャーの実行等が重要となる。

その上で、少子高齢化の進行により、生存給付型商品に対するニーズが高まるなど、我が国が直面する社会経済構造の変化に対応して、生命保険業には、従来主として注力してきた分野とは異なる新たな活躍分野も展望されるところであり、オーダーメイド商品の提供など、既に新たな事業展開の胎動もみられるところである。今後とも、保険契約者のニーズを的確にとらえた商品の提供が重要となる。

さらに、金融のグローバル化や情報技術（IT）の発展への対応も重要である。既に海外市場への進出やインターネットを活用した商品販売等の動きが見られるが、こうした動きにとどまることなく、グローバル化やIT化は、生命保険業に新たなビジネスモデルの構築を可能とさせるものである。

会社形態の面では、諸外国において、事業展開の自由度の向上や自己資本の充実等の観点から、相互会社の株式会社化の動きが進んでいる。また、我が国においても、相互会社の株式会社化を容易にするための制度整備が行われたところである。各生命保険会社においては今後、それぞれの経営戦略に照らして、適切な会社形態の選択を行うことが重要である。

これらの流れにどのように対応していくかは、まずもって各生命保険会社の経営戦略にかかわる問題である。ただ、各社の創意工夫を活かした事業展開とそれを支える財務基盤の充実が強く求められていることは改めて強調しておきたい。

4．保険業法及びこれに基づく行政の対応としては、これまで、標準責任準備金制度の導入、ディスクロージャー規定の整備、保険商品・料率についての届出制の導入、早期是正措置の導入、生命保険契約者保護機構の創設、相互会社から株式会社への組織変更手続の改善、業務範囲の拡大等が図られてきた。

また、昨年、保険会社の特性を踏まえ、更生手続適用の枠組みが整備されるとともに、本年4月からは、将来の事業継続性に関する将来収支分析（保険数理に基づくシミュレーション）の適正化が図られ、債務超過等に陥る前における破綻処理開始の途が整備されてきている。

5．今後とも、生命保険市場において、マーケットメカニズムが十全に機能するような環境整備を図ることが求められており、この際には、ディスクロージャーの充実等を通じた保険契約者による適切な保険会社・保険商品の選択、生命保険会社の経営に対する適切な自己規律の確保、財務面での監督手法の整備等を通じた適切な監督等が重要な課題となることに留意すべきである。

また、仮に将来、超低金利の継続により、安定的な保険契約の維持等の観

点から問題が生じ得る場合の対応として、生命保険会社に財務上の深刻な問題が生じる前に既保険契約の契約条件の変更を行う途を開き、「逆ざや」問題の改善を可能とすべきであるとの議論があり、この点についても検討を行っておく必要がある。

．具体的な方策（各論）

1．生命保険会社の財務基盤の充実

生命保険会社においては、昨今の厳しい経営環境に対応して安定的な保障の提供を確実なものとするのが強く求められている。また、各社の創意工夫を活かした事業展開がこれまで以上に重要となってきた。これらの課題への対応を可能とするためには、生命保険会社において、財務基盤の充実が一層強く求められており、このため、以下の方策が講じられるべきである。

（１）社員配当ルールの弾力化

生命保険相互会社の社員配当については、「相互会社は、社員（＝保険契約者）が相互に保険を行うことを目的とし、保険事業の結果として剰余金が生じたときは、これを社員に分配する。」との理念の下に、法令上、当期の剰余金の一定割合（原則８０％を下限）を配当のための準備金に積み立てることとなっている（いわゆる８０％ルール）。

社員配当には、安全率を見込んで設定された基礎率に基づく保険料の事後精算といった性格があるが、一方、多くの会社において厳しい運用環境が現実化しており、必ずしもそうした考え方に即した配当を継続すべき経営状況にはないのではないかと指摘がある。配当の原資である配当準備金繰入額の水準を決定するに当たっては、長期的な経営の健全性確保の観点から、経営状況の推移の見込み等を十分に踏まえ、経営努力の徹底を図りつつ、内部留保を適切に確保することについて、従来以上に適切な経営判断及び社員自治が求められる。

このことを前提として、配当水準の自主的な決定を促すべく、法令上の社員配当に関する８０％ルールについて見直しを行い、配当比率の下限は、各保険相互会社が、自社の経営状態等を十分踏まえた上で、実費主義の理念等に則った剰余の分配を図ることができるよう、それぞれの定款において定めることが適当である。

（２）責任準備金等の充実

財務基盤の充実を図りながら、適切な配当水準の決定を行っていくためには、適正な会計処理等を通じて正確な剰余金計算を行うことがまずもって重要となる。現在の生命保険業を取り巻く厳しい経営環境にかんがみれば、経営体力の低下につながりかねない過大な社外流出があってはならず、リスクに対応す

るための内部留保が厳正に行われるべきである。

このため、保険金支払い等に備える責任準備金等について、当面の充実策として、平準純保険料方式による積立てを促進することが適当である。また、新たな保険商品の出現に対応した標準責任準備金対象範囲の拡大、責任準備金の積立てに関する将来収支分析の厳正な運用等を図ることが適当である。さらに、保険負債の時価評価が今後の重要な課題であり、国際会計基準審議会（IASB）、保険監督者国際機構（IAIS）における審議状況等をみつつ、中期的な検討課題として取り組んでいく必要がある。

（３）株式会社化の枠組みの積極的な活用

我が国の生命保険業の状況を見ると、生命保険会社の約３割が相互会社形態であり、保有契約高では約９割を相互会社が占めている。相互会社は、保険契約者と社員が同一であり、社員自治により事業運営を行う保険事業独自の会社形態である。相互会社の場合、株式会社のような保険契約者と株主の利害対立がないことから、社員自治、実費主義原則の下で、事業の成果の多くを保険契約者（＝社員）に還元できるというメリットがあるとされている。

これに対し、保険株式会社には、合併・提携等の動きにも柔軟な対応が可能である、自己資本の充実が容易である等のメリットがあると考えられることから、諸外国においては、９０年代以降、相互会社の株式会社化の動きが活発化しており、最近も、この動きは着実に進んでいる。この結果、例えば米国で見ると、相互会社のウェイトは、現在、保険会社数でみて全体の１割弱、保有契約高でみても約４割にとどまっている。

我が国においても、昨年の保険業法の改正により、相互会社の株式会社化を容易にするための制度整備が行われたところであり、今後、こうした枠組みの一層積極的な活用が望まれる。

（４）基金の調達手続の弾力化等

相互会社の資本調達手段である基金は、基金拠出者に対し利息の支払いが必要であり、そのコストが社員の剰余金分配の制約要因となることから、基金の再募集を行うには、その都度、総代会決議による定款変更が行われている。保険会社をめぐる厳しい経営環境の中で、安定的な保障の提供を重視する観点から、相互会社による基金調達手続の弾力化を求める声があるが、その際には社員の権利保護の観点にも十分留意する必要がある。

具体的には、定款で定める範囲内では、取締役会が株主総会に諮ることなく新株の発行を決定できるとの株式会社における授権資本制度を参考にすることが考えられるが、その際には、社員の権利保護の観点から、授権の規模、授権期間等について、十分検討することが必要である。

さらに、基金の再募集を行う際には、総代会において、その必要性、償却や利息に関する負担の妥当性等について、十分な説明が行われるべきである。

2. 保険契約者からの信頼の向上

保険事業が今後とも保険契約者の信頼を確保し、我が国の国民経済の中で重要な役割を果たしていくためには、適切なディスクロージャーとガバナンスの発揮を通じて、保険会社の経営に、適切な自己規律とマーケットメカニズムが十分に働くことが不可欠である。このためには、以下の方策が講じられるべきである。

(1) ディスクロージャーの改善

保険会社には、上場会社等に適用される証券取引法上のディスクロージャー規制を受けていない会社が多く、株価のような指標もないことから、市場規律によるチェックを十分に受けていないのではないかと指摘がある。保険会社の経営の適正性を確保することにより、保険に対する契約者の信頼を向上させ、また、契約者に自己責任を問い得る環境を整えるためには、「財務の状況に関するディスクロージャー」の充実が極めて重要な課題となる。また、このことは、市場規律によるチェックを生かし、限られた資源の下で効率的な行政を行っていく上でも重要であると考えられる。

保険会社の財務状況に関するディスクロージャーについては、連結財務諸表やソルベンシーマージン比率等の開示に加え、昨年3月期決算からは、金融再生法と同様の基準による不良債権額の開示が行われているなど、近年充実が図られてきている。この結果、保険会社の資産面では、現状でも、かなりのディスクロージャーが行われてきていると考えられるが、なお以下の課題が残されている。

責任準備金の詳細の開示

まず、負債面のディスクロージャーについては、なお一層、拡充の余地があると考えられる。特に、保険会社の負債は、その大宗を責任準備金が占めているが、昨今のいわゆる「逆ざや」等の経営環境も踏まえ、責任準備金の

内訳（契約時期別、予定利率別等）について、さらに詳細な開示が求められる。

ソルベンシーマージンの詳細の開示

保険会社の保険金等の支払能力の充実状況を示すソルベンシーマージンについては、通常の予測を超えるリスクに対応することが可能なバッファーとしての重要な役割にかんがみ、その水準のみならず、その内容、質がこれまで以上に重視されてきている。保険会社のソルベンシーマージンの内訳（ソルベンシーマージン（分子）やリスク（分母）の内訳等）に関するディスクロージャーについては、銀行等と比べ必ずしも十分とは言えず、その拡充を図ることが求められる。

損益状況の詳細の開示

保険会社の損益面については、生命保険会社の基礎的な収支の状況を示す指標として「基礎利益」のディスクロージャーが始まっているが、今後、損益状況の詳細についてのディスクロージャーを更に充実させていくことが求められる。特に、各社が開示している「逆ざや」については、その総額のみが公表され、その算出基準・根拠は必ずしも明らかではない。「逆ざや」について、その算出根拠等を含め、その詳細が明確な形で開示されるべきである。

代表的な経営指標等のわかりやすい開示

ディスクロージャーの充実にあたっては、開示される情報の利用者の立場に立った開示姿勢が強く求められる。こうした観点から、専門家向けには、上記のような詳細な開示を行い一層の財務分析に資する一方で、一般の保険契約者向けには、ソルベンシーマージン比率や基礎利益などの代表的な経営指標等を、一覧性を持った形でわかりやすく開示する等の方法を工夫する必要がある。

なお、保険会社の財務の状況に関するディスクロージャーが充実されていくのに伴って、開示された情報が営業面で不適切に用いられないことがないよう留意していくことが必要である。

保険商品については、保険契約者自身による商品内容の判別が難しいという特性があるため、「保険商品の内容のディスクロージャー」についても、十分に配慮することが必要である。この点については、変額保険の販売や保険契約の転換等の際に、重要事項を書面によって説明する義務を課すなど、保険業法上、一定の規制が加えられ、また、本年4月の金融商品販売法の施行により、一層の利用者保護が図られてきているが、保険商品の多様化等に対応して、保険契約者による商品の理解・選択の助けとなる情報が的確に提供されるよう、保険会社による一層の努力が求められる。

また、保険商品の内容のディスクロージャーについては、保険契約者の理解を容易にするため、真に必要な情報について、表示・説明方法に一層の工夫が図られるべきである。

(2) 保険会社におけるガバナンスの強化

保険会社の経営に対し適切な自己規律を確保していくためには、保険会社におけるガバナンスの仕組みの強化が不可欠である。

相互会社は、有限責任の社員（＝保険契約者）からなる会社であり、その事業運営の最高意思決定機関は社員総会であるが、実際の社員数は膨大であることから、社員総会に代わる機関として総代会が設けられている。しかし、現状をみると、社員自治が十分に機能しているとは言えない状況にある。現状の社員数や、経営における保険数理等の保険特有の要素にかんがみれば、適切な社員自治に基づくガバナンスの仕組みの構築については、困難な面もあるが、以下の方策を通じて可能な限りガバナンスを充実させる必要がある。

総代会制度の充実

従来、総代の選任に当たっては、少数の総代による丁寧な議事運営等の観点から重視されてきたが、今後は、一般社員の意思を総代会に一層反映させる必要がある。具体的には、立候補制の導入など総代の選考方法の多様化を図るとともに、各社が自主的に設置している契約者懇談会等との連携を進めていくことが適当である。また、総代の構成が実際の社員全体の構成（保険種類、職業、年齢、地域等）と乖離している現状にかんがみ、総代の選抜範囲の拡大等を図るほか、社員数が1,000万名を超える保険会社があるにも関わらず、実態として50～150名程度となっている各保険会社の総代数については、その大幅な拡充を図ることが適当である。

また、総代に対する経営に関する情報の提供について、その充実を図るとともに、総代会の議事についてディスクロージャー誌やインターネット等を活用し公開を進める等、社員に対するガバナンスに係る情報提供を拡充することが適当である。

少数社員権の充実等

総代会を通じて社員の意思を反映することに一定の限界がある中で、保険業法は、総代会提案権や総代会招集請求権など少数社員権に関する規定を置いている。しかしながら、総代会提案権については社員総数の千分の一以上に相当する数の社員または1,000名以上の社員による請求が必要であるなど、実効性が乏しいものとなっているとの指摘がある。少数社員権の実効性を確保するため、必要とされる社員数について、その引下げを検討するこ

とが適当である。

また、社員としての権利義務について十分な理解がなされていないことが、相互会社のガバナンスにおける制約となっており、社員自治の実効性を高めるため、相互会社の保険募集に当たって、総代会制度の仕組みや少数社員権等の社員としての権利義務に関する的確な説明義務を課し、社員に対してもガバナンスの担い手としての自覚を促していくべきである。

保険計理人の機能強化

保険会社においては、保険数理に関する事項に関与させるため、保険計理人が選任されているが、保険会社における計算の適正等を確保していくためには、保険計理人によるチェックをさらに強化していくことが重要である。このため、将来収支分析等の保険計理人が関与する事項について総代会・株主総会に対する説明を充実させていくことが適当であり、今後、各保険会社において、その具体的な方法について工夫を行っていくべきである。この他、監査役、会計監査人等を参考として、保険計理人の権限強化を図るとともに、保険計理人に対し相応の責任を求めることを検討すべきである。また、行政当局との連携についても、より密接なものとするべきである。

さらに、今後の課題として、外部からの保険計理人の選任によるチェック機能の改善等が考えられるが、当面、保険計理人による分析の前提を会計監査人が検証するなど、会計監査人との連携を図っていくことが重要である。

なお、保険計理人の専門職団体である日本アクチュアリー会においては、実務基準の適時適切な見直しや問題事例に対する厳正な対応等、自律機能の適切な発揮が望まれる。

以上に加えて、社外取締役の拡充等、他の機関の強化についても、今後の商法改正に向けた議論を踏まえて検討する必要がある。

3. 多様な保険商品開発の促進

少子高齢化の進行、企業や個人の抱えるリスクの多様化・複雑化等の中で、各保険会社には、保険契約者のニーズの変化を的確に捉えた商品の開発が求められている。また、今後、確定拠出年金制度の導入に向けた動きなどを踏まえ、変額型の商品の開発など多様な保険商品の開発が期待される。保険会社による多様な保険商品の開発に資するため、以下の方策が講じられるべきである。

(1) 保険商品の審査手続の見直し

多様な保険商品の開発が進む中で、保険商品には、その仕組みが消費者にと

って分かりにくいといった事情があり、保険契約者等の保護を図るためには、商品内容について保険契約者の十分な理解を得ることと併せて、引き続き的確な商品審査の実施が求められる。

他方、各保険会社の創意工夫を活かし、保険契約者のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とするためには、以下の方策を通じて、可能な限り商品審査手続の弾力化を図っていくことが重要である。

企業向け商品の届出制への移行

従来、新商品の開発・商品内容の変更に当たっては、認可制が採られてきたが、平成8年4月に施行された新保険業法により、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない商品については、届出制が導入され、以後、届出制対象商品は順次拡大されてきている。既に企業向け商品についてはほとんどが届出制となっているが、保険に関する専門的知識や交渉力を有する企業を顧客とする保険商品については、速やかに届出制に移行させることが適当である。他方、適正な保険契約内容を確保し、保険契約者等の保護を図る必要性が高い家計向けの保険商品については、当面、認可制を維持することが適当である。

審査期間の短縮と審査基準の明確化

審査に係る期間の短縮は、商品開発の迅速化に資するものであり、商品審査体制の充実等により、現行90日の認可にかかる標準処理期間、届出にかかる審査期間をそれぞれ60日に短縮すべきである。また、保険会社による事前の自己審査のために導入されている認可申請内容評価表・届出内容評価表などの整備を通じて審査基準の明確化等を行い、審査手続の一層の効率化、透明性の向上を図ることが重要である。

ファイル・アンド・ユースの導入についての検討

現行の届出制の下では、届出がなされた後に商品審査が行われる仕組みとなっているが、市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品については、届出後直ちに実施が可能なファイル・アンド・ユース（届出使用制）の導入について検討を開始することが適当である。その検討にあたっては、商品販売後に何らかの問題が生じたときの是正措置のあり方など商品審査の枠組みのあり方について十分留意する必要がある。

（2）特別勘定の見直し

団体年金保険や変額保険のように保険契約者が運用リスクを負担する保険契約については、運用の成果の帰属を明確にするため、保険業法上、「特別勘

定」を設けて、責任準備金に対応する資産について区分経理を行うことができることとされている。特別勘定で運用される資産については、その運用リスクを基本的に保険契約者が負担し、保険会社の破綻の原因とはなり得ないことから、仮に保険会社が破綻した場合に備え、特別先取特権を認めることが適当であるとの考え方がある。

他方、現在の特別勘定の仕組みをみると、責任準備金が最低保証保険金額以下の状態で保険事故が発生した場合には、保険金について一般勘定においても負担が生じること等から、完全にリスク遮断が行われているとは言い難い状況にある。

今後、内部的な管理の徹底や第三者への対抗要件の具備、受託者責任の明確化等、リスク遮断の厳格化のための措置を講じた上で、このような措置が講じられた特別勘定で経理される資産に対する特別先取特権を付与することについて、検討を進めるべきである。

4．監督手法の整備

保険会社の監督においては、市場規律と自己責任の原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の確立が求められている。この中で、保険会社の個別の商品開発等についての事前的な規制から、保険契約者等の保護に配慮しつつ、保険会社に対する財務面での監督に重点を移していくことが一層重要な課題になっていると考えられる。このため、以下の方策が講じられるべきである。

(1) ソルベンシーマージン基準の不断の見直し

保険会社の財務面の監督については、平成10年の金融システム改革法により、いわゆる早期是正措置が導入されている。早期是正措置は、監督当局がソルベンシーマージン比率という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を発動することで、保険会社の経営の早期是正を促す行政手法である。

ソルベンシーマージン比率の計算方法については、これまでも逐次見直しが行われ、本年3月、金融商品に係る時価評価の導入等を踏まえた厳格化が図られたところであるが、保険会社の経営の悪化を早期に把握し、適切な対応を図ることが重要であり、今後とも、保険会社を取り巻く環境・制度、保険会社の業務や保険商品の内容等の変化に伴い、継続的にその見直しを行い、指標の信頼性を確保していくことが必要である。その際には、以下の点を含め、十分な

検討が行われるべきである。

連結ベースのソルベンシーマージン基準の検討

現行では、保険会社の単体ベースのソルベンシーマージン比率に基づき早期是正措置が発動されることとされているが、銀行等においては、連結自己資本比率も早期是正措置の基準となっている。保険会社とその他の会社（銀行・証券会社等金融機関を含む）の持つリスクやその測定方法には違いがある等、技術的な課題も多く残されているが、保険会社のグループ全体の持つリスクを認識するとの観点から、単体ベースのみならず、連結ベースのソルベンシーマージン基準の導入につき、今後検討を行っていくべきである。

ソルベンシーマージン基準におけるリスクの水準の検討

現行のソルベンシーマージン基準におけるリスクの水準は、過去におけるリスク対象資産の価格変動の統計値等から算出しているものであるが、昨今のいわゆる「逆ざや」や資産価格の変動等の実態を踏まえ、ソルベンシーマージン基準におけるリスクの算出方法のあり方について、引き続き検討を行っていくべきである。

さらに、金融コングロマリットのグループ全体の健全性評価を充実させるため、保険会社、銀行、証券会社における自己資本比率規制の調和を図ることも重要な課題であり、国際的な場における検討の状況をも踏まえつつ、中期的な検討課題として取り組んでいくことが適当である。

（２） 中間業務報告書の導入

現行保険業法上、保険会社は年１回、事業年度毎に業務報告書を作成し、当局に提出することが義務付けられている。銀行等が中間業務報告書の作成・提出を義務付けられていることや、本年３月、保険会社に９月末基準のソルベンシーマージン比率や実質資産負債差額の算出・報告を求めることとしたこと等も踏まえ、保険会社の財務状況を適時に把握するため、保険会社にも中間業務報告書の作成・提出を求めることが適当である。その際には、保険会社に係る中間財務諸表の作成方法の統一等を図るため、実務上の基準等の整備が併せて求められる。

（３） 資産運用規制のあり方

保険会社の資産運用については、現在、保険監督者国際機構（IAIS）のコア・プリンシプルにおいて、監督当局は、保険会社の保有する資産に関して一定の基準を設定すべきである等の規程が示されており、保険業法に基づき、

国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がかけられている。

この点について、ALM（総合的な資産・負債管理）の充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適当である。

5．保険契約の契約条件の変更

現行法制上、既保険契約の契約条件の変更は、更生手続等による破綻処理の場合にのみ行い得ることとされている。既に述べたとおり、生命保険会社はいわゆる「逆ざや」問題に直面しており、将来を展望して、安定的な保険契約の維持等の観点から問題が生じ得る場合、国民・保険契約者の十分な理解を得た上で、生命保険会社に財務上の深刻な問題が生じる前に契約条件の変更を行い、「逆ざや」問題の改善が図り得るのであれば、保険契約者にとっても長期的には利益をもたらす一方策となり得ると考えられたことから、以下の検討を行った。

なお、更生手続は、裁判所の管理の下、公正・公平に契約条件の変更が行われ、一般債権者や株主の負担、経営責任の追及についても制度的に手当てされている手続であることから、ソルベンシーマージン比率や将来収支分析の適正化等を通じて、より早期の更生手続の発動に努めることが重要であり、それ以外に新たな手続を設ける必要性は乏しいとの指摘がある。他方、破綻状態に陥った保険会社について、更生手続等によりの確な破綻処理が行われるべきであることはいうまでもないが、強制手続である更生手続の開始要件については自ずと限度があり、その要件を満たす前の段階において自主的な手続を設けることを検討する意義を否定する必要はないと考えられる。

（1）特別立法・行政命令による契約条件の変更

契約条件変更の手続として、契約者の合意を必要とせず、法律の規定や行政命令に基づき、直接に契約条件を変更することを可能とする制度を構築すべきであるとの指摘がある。この方法には、経営者の逡巡等によって問題への対応が遅れることがない等の利点があるが、

生命保険契約は、契約当事者間の合意により成立しており、保険契約者自身の意思決定によらない一方的な内容の変更は、個人の財産権との関係上問題がある上、一般的な契約のあり方とも齟齬を来すものである、

保険契約者の合意を得るプロセスのない契約条件の変更であり、保険契約

者の理解を得ることは到底困難である、等の問題があり、生命保険会社のほとんどが破綻に陥る可能性が高いような危機的な状況にはない現状では、この方法を採用することは適当でないと考えられる。

(2) 保険会社・保険契約者自身の意思決定による契約条件の変更

次に、生命保険会社が保険契約者の理解を得た上で契約条件の変更を行うことについては、特別立法・行政命令による変更に関する上記のような問題を惹起するものではないが、他方で、真に保険契約者の理解を得るためには、次のような枠組みが必要であると考えられる。

契約条件の変更に当たっては、保険契約者の明確な意思決定が必要である。保険契約者が会社の社員を構成している相互会社においては、総代会制度も整備されているが、少なくとも現状において、総代会によるガバナンスには限界があり、総代会の決議のみによって変更を認めることは困難であり、保険契約者の参加が保証された契約者集会等の適切な意思決定プロセスが用意される必要がある。

保険契約者の意思決定に当たっては、生命保険会社による十分なディスクロージャーが行われる必要がある。いわゆる三利源分析や将来収支分析等を含めた経営状況の詳細、これまでに採られてきた経営努力や今後の方針、契約条件の変更による将来の保険収支の見込みなど経営に関する各般の資料が開示され、各保険契約者にとっての契約変更の内容が明確に説明される必要がある。

経営責任についての考え方や、基金拠出者・劣後債権者等の一般債権者や保険株式会社の株主などの負担、将来予想を上回って収益が計上された場合における条件変更対象契約者に対する配当等による還元の方法等について、保険契約者に対して十分な説明が行われ、意思決定プロセスの中で十分なチェックが行われる必要がある。

契約条件の変更に際して説明された経営合理化策等の実施が的確にフォローアップされるよう、実施状況についての定期的なディスクロージャーが行われる必要がある。

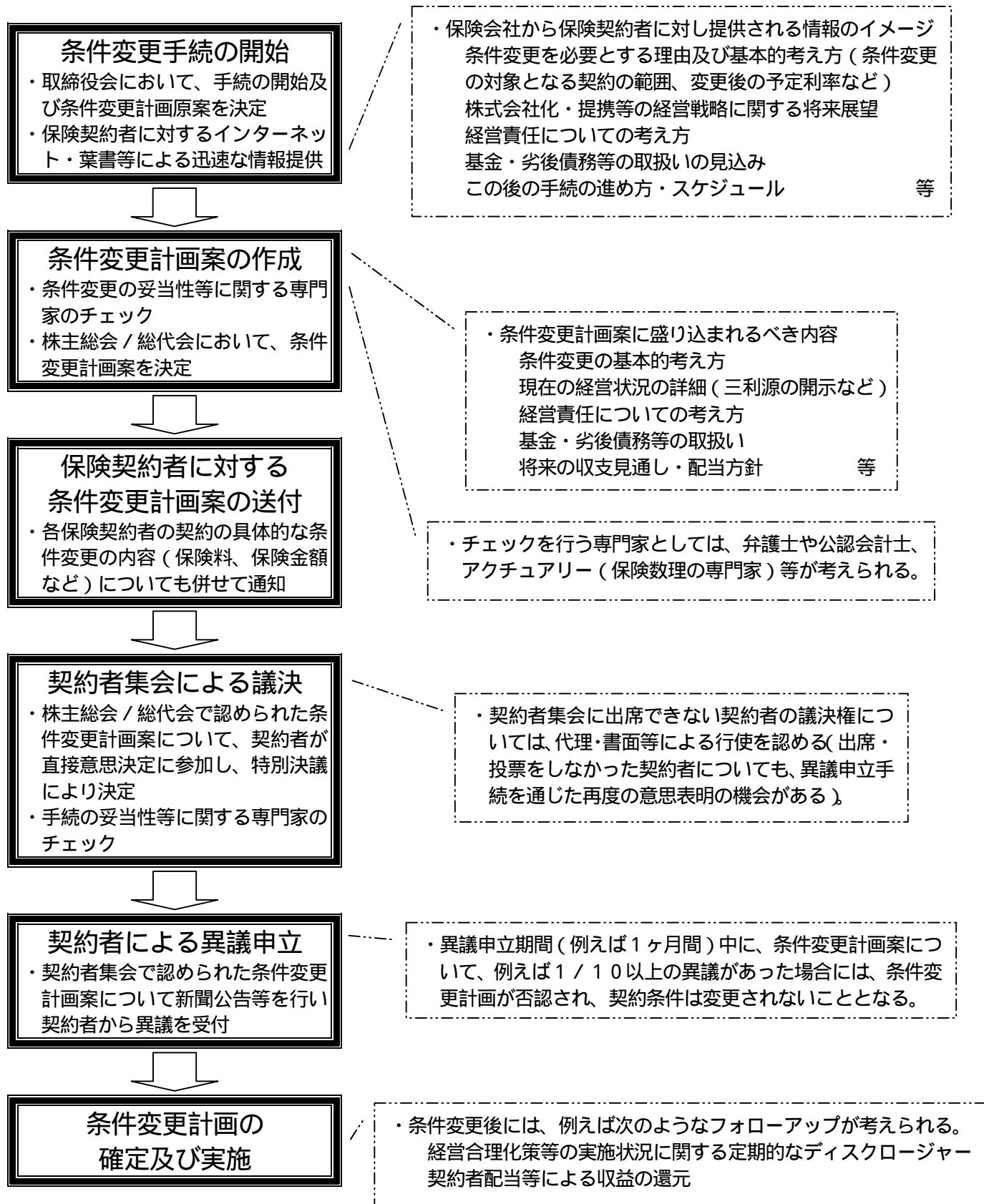
契約条件の変更という私的な権利の調整に関するプロセスであることにかんがみれば、例えば裁判所の関与の可能性も含め、保険契約者に公正・公平な手続が保障されるような手当てについて検討が進められるべきである。また、保険契約者に代わって専門的な見地から契約条件の変更の妥当性等を調査する仕組みの導入についても検討されるべきである。

契約条件の変更を破綻処理手続以外の手段によっても行うことを可能とする場合には、以上のような枠組みの中で、保険契約の団体性という特徴と、個別の保険契約者の権利保護のバランスに配慮した透明な手続が整備されることが重要である。

なお、このような手続を整備したとしても、手続を開始した途端に保険契約者の不安を招き、解約が増加すること等により、うまく機能しないのではないかとの指摘がある。経済合理的にみれば、破綻時や解約よりは保険契約者にとって有利な内容の条件変更を提案し、かつ、株式会社化や提携など抜本的な経営変革のプランを併せて実施することにより、将来の経営健全化が明確に示し得るのであれば、解約を招くことにはならないことも想定し得るのではないかと考えられる。しかしながら、保険契約者が、契約条件の変更を行う生命保険会社に対する不信感を抱くようであれば、結局、解約等により破綻に追い込まれることは否定できず、本手続が適用される場合には、徹底したディスクロージャーと事前の経営努力が不可欠となることはいうまでもない。

いずれにせよ、このような手続の下で、生命保険会社が、保険契約者の理解を得るためにあらゆる経営努力を行った上で、契約条件の変更を行おうというのであれば、生命保険会社による自助努力の途の一つとして、否定されるべきものではないと考えられる。しかしながら、このような制度は、その内容について国民・保険契約者の理解の上、社会的な認知が十分に得られてこそ初めてその導入が可能となるものと認識している。今後、本報告の内容をベースに、十分な議論が行われることが何よりも望まれるところであり、こうした議論を踏まえて、最終的な制度改正の姿について、引き続き検討することとしたい。

保険会社・保険契約者自身の意思決定による契約条件変更手続 (基本イメージ)



(注) 上記の手続については、例えば裁判所の関与の可能性も含め、保険契約者に公正・公平な手続が保障されるような手当てについて検討。